

平成 28 年 7 月 1 日

文化庁長官官房著作権課
著作物流通推進室 企画調査係 御中

著作権等管理事業法に関連する規制等への意見

- ①氏名:一般社団法人音楽電子事業協会
- ②性別:該当なし
- ③職業:該当なし
- ④住所:東京都千代田区三崎町 2-16-9 イトービル 4F
- ⑤電話番号:03-5226-8550
- ⑥該当項目:<ケ>その他(共通の著作物管理番号・共通のデータベースの導入)
- ⑦意見:

管理事業法の施行により、複数の管理事業者が著作物を管理するようになった。これに伴い、利用者としては、利用したい著作物をどの管理事業者が管理をしているのかを調査する必要が生じる。現状では、各管理事業者は各管理著作物にそれぞれバラバラの管理番号を用いているため、利用者においては、各管理著作物について管理事業者毎の管理番号を用いて管理せざるを得ず、管理著作物がどの管理事業者によって管理されているかの調査及びその後の管理に著しい手間が生じている。

例えば、以下のような管理状況の音楽著作物が実際に存在し、利用者による当該調査及びその後の管理の実務に過大な負荷をかけている。

- ・楽曲のバージョン違いにより管理する事業者が異なる
- ・同一作曲者の手による同名異曲が存在しそれぞれ管理する事業者が異なる
- ・楽曲の利用形態(詞のみ利用等)により管理する事業者が異なる

このような複雑な権利関係を持つ著作物について、全ての管理事業者が管理著作物について共通の管理番号を用いれば、利用者による管理事業者の調査の手間は劇的に改善され、著作物の円滑な利用を促進する。さらに言えば、全ての管理事業者を通じての共通のデータベースが導入されれば、どの管理著作物をどの管理事業者が管理しているかは 1 回の作業で判明するのであるから、その導入がより望まれる。

以上